

山口市一般廃棄物収集運搬（家庭系ごみ）委託業務最低制限価格制度実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、一般競争入札（以下「入札」という。）により一般廃棄物収集運搬委託業務に係る契約の締結にあたり、山口市財務規則（平成17年規則第44号）第111条の規定に基づく「あらかじめ最低制限価格を設けて落札者を決定しようとする契約」の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（最低制限価格の算定方法）

第2条 最低制限価格は、次により算出した額（小数点以下切捨）とする。

（1）業務委託（様式第1号）

予定価格の基礎となった「収集運搬に係る経費（人件費・法定福利費・車両管理費・消耗品費・燃料費）54/100+諸経費100/100」（経費毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨）を合計）とする。

ただし、その額が予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の8を超える場合にあっては、10分の8とし、10分の6に満たない場合にあっては、10分の6とする。

（最低制限価格の決定）

第3条 入札執行者は、入札日までに第2条に定める方法により最低制限価格を決定のうえ、最低制限価格決定調書（様式2号）に記載し、封書にしておくものとする。

（入札参加者への周知）

第4条 入札執行者は、最低制限価格が設定されていること、及び最低制限価格を下回る入札が行われた場合は当該入札をした者は落札者となれないことを入札執行前に周知する。

（落札者の決定等）

第5条 入札執行者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、最低制限価格を下回る価格で入札した者は不落札とする。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成25年5月20日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成27年10月15日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成28年10月21日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成30年10月19日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和元年10月25日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和3年11月25日から施行する。

様式第 1 号

最低制限価格算定調書

1	業務名	_____	業務
2	入札書比較価格（消費税を除いた価格）		円
3	予定価格		円
4	設計金額（消費税含む）		円
5	最低制限価格の算出基礎額		
	(A)入札書比較価格の 8/10（小数点以下切捨）		円
	(B)入札書比較価格の 6/10（小数点以下切上）		円
	① 収集運搬に係る経費 （人件費・法定福利費・車両管理費・消耗品費・燃料費） （ _____ 円）の 54/100 （小数点以下切捨）		円
	② 諸経費	100/100	円
6	最低制限価格の算出基礎額 （ ①+② ）		円
7	最低制限価格 （小数点以下切捨） ただし、(A)～(B)の範囲内であること。		円

最低制限価格決定調書

主管課	
-----	--

最低制限価格	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(消費税抜)

年度

業務の名称

上記のとおり決定する。

年 月 日

決定者

印